

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

| 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約をすることができる場合 | 今回の契約が左に該当すること等の説明 |
|---|--|
| <p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p> | <p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p style="padding-left: 40px;">駐車を多治見警察署職員用駐車場として借り受ける契約</p> <p style="padding-left: 40px;">多治見警察署の敷地は、狭隘であり、職員用の駐車場が十分に確保できない状態である。</p> <p style="padding-left: 40px;">確実な履行の確保の観点から、実績のある信頼のおける者を選定することが必要であり、かつ、当署の近隣に所在して、終日利用可能で、一定台数以上賃貸借出来る駐車場を借り受ける必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p style="padding-left: 40px;">当署の近隣に駐車場を有し、一定台数以上の駐車台数を賃貸借可能であること、当署において平成 29 年度以降の契約実績があり信頼のおける地権者であることから、当該駐車場を管理する者以外に供給できる地権者がいないため。</p> |

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。